

厚木都市計画事業厚木市森の里東土地区画整理事業の書類の
送付にかわる公告について

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定に基づく厚木都市計画事業厚木市森の里東土地区画整理事業の換地処分通知のうち、別表に記載する者に対する通知は送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 77 条第 5 項の規定に基づき、当該通知書の送付にかえてその内容を別表及び別図のとおり公告する。

令和 6 年 8 月 29 日

厚木都市計画事業厚木市森の里東土地区画整理事業
施行者 厚木市森の里東土地区画整理組合
代表者 理事長 西迫 哲



[別表]

通知書を受けるべき者の住所・氏名	従前の宅地				換地処分後の土地					摘要
	町名	地番	地目	地積(m ²)	町名	地番	地目	地積(m ²)	位置	
大高重太郎他2名	下古沢 宮田	186番	墓地	33	森の里 紅葉台	1番3	墓地	61	別図のとおり	

通知書を受けるべき者の住所・氏名	従前の宅地				換地処分後の土地					摘要
	町名	地番	地目	地積(m ²)	町名	地番	地目	地積(m ²)	位置	
杉山太郎平外2名	下古沢 亀居	509番	墓地	85	森の里 紅葉台	5番10	墓地	85	別図のとおり	

(教示)

1 審査請求について

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に厚木市長に審査請求をすることができます(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています)。

ただし、この場合であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

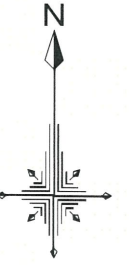
2 取消訴訟について



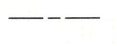

この通知の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に厚木市森の里東土地区画整理組合を被告として提起することができます。

ただし、この通知があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この通知の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。

各筆各権利別清算金明細書 (所有権者の部)

権利者の住所及びNo.	住所氏名 大高 重太郎 外2名 別紙共有者名簿第2号のとおり	従前の土地				換地処分後の土地				権利価額 円	地積 (㎡)	権利制限 部分 地積(㎡)	権利価額 円	地目 地番 所在 街区 画地	地積 (㎡)	所有権以外の権利又は処分の制限 部分 地積(㎡)	清算金精算額			記事
		地番	地目	種別	登記簿地積(基準地積)	権利制限 部分 地積(㎡)	権利価額 円	徴収 円	交付 円								うち供託 す金 円			
186番	墓地	33 (3579)				186番	墓地	1番3	厚木市 森の里紅葉台	13 1	61,74	61,74	178,500	178,500	178,500	178,500				法第95条第1項による特別処分
合計	1筆	3300 (3579)				1筆					61,74	61,74	178,500	178,500	178,500	178,500				
													相殺後の 清算金							



凡 例	
	換地位置
	街区番号
	町界・大字界
	字界

厚木都市計画事業厚木市森の里東土地区画整理事業

換地明細図 街区番号 13 縮尺1:500



凡 例	
	施行地区界
	街区番号
	町界・大字界
	字 界
	筆界及び地番 (換地処分後の土地)
	換地の辺長 (単位: m)
	道路幅員

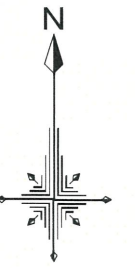
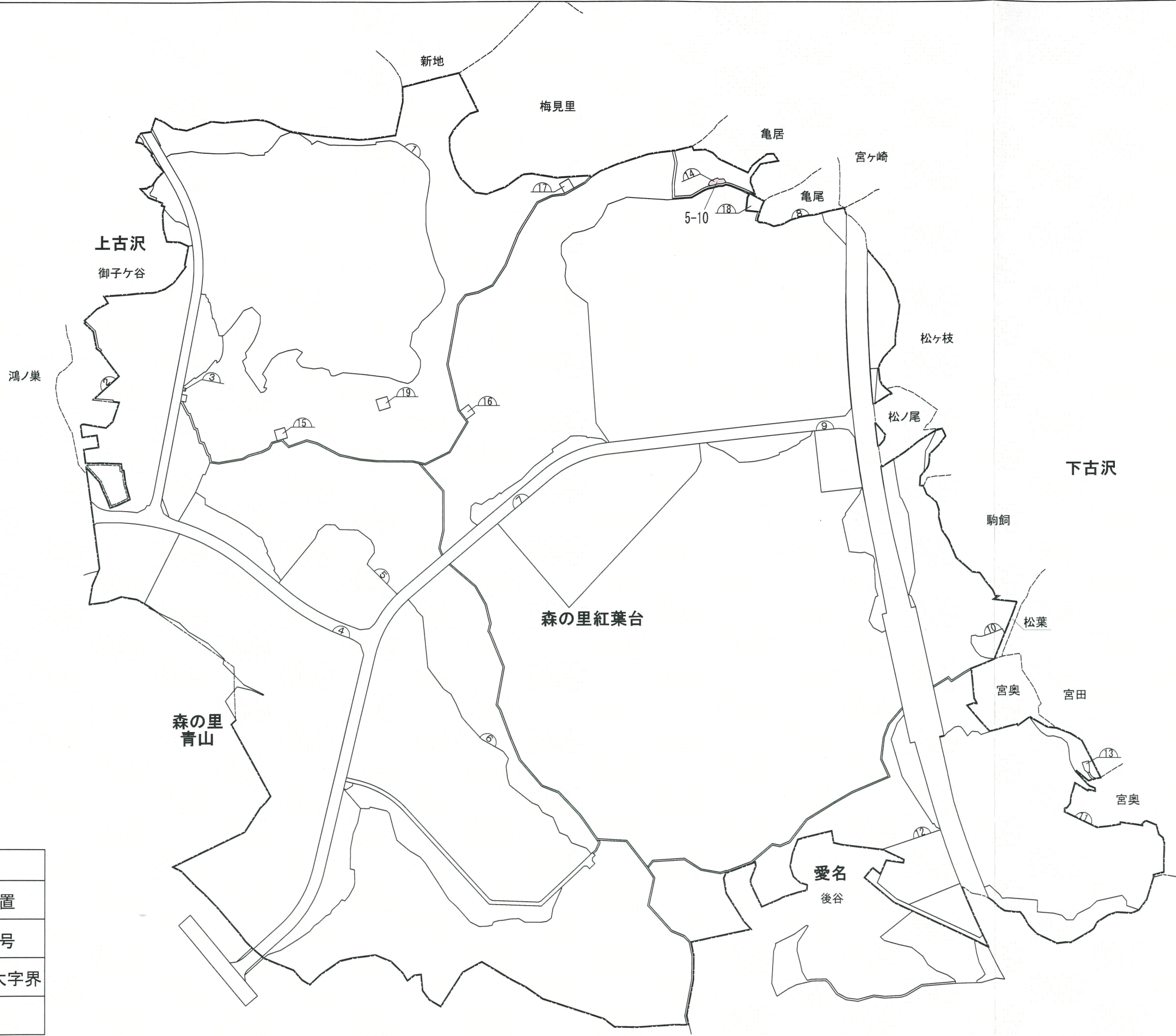
換地明細書

所有者の住所及び	従前の土地				換地の土地				後	地	地	事	
	所有権の登記の有無	町又は字	厚	木	市	市	厚	木					市
		町又は字	地番	地目	面積(m ²)	街区番号	町又は字	地番	地目	面積(m ²)	種別	部分符号	
杉山 太郎平 外 2 名 別紙共有者名簿第 3 号のとおり		下古沢 字 亀居	509番	墓地	85	14	森の里紅葉台	5番10	墓地	85			法第95条第1項 による特別処分
					-----					-----			

各筆各権利別清算金明細書 (所有権者の部)

権利者の住所氏名 5700
 及 住所氏名 杉山 太郎平 外2名
 No. 別紙共有者名簿第3号のとおり

従前の土地		換地処分後の土地						清算金精算額		記 事			
		所在	地番	地目	地積 (㎡)	所有権以外の権利又は処分の制限 部 号 分	権利価額 円	徴収 円	交付 円		うち供託すべき金 円		
厚木市 下古沢 字亀居	509番	墓地	85 (9218)	14 森の里紅葉台 1	5番10	墓地	8500		430,740	430,740			法第95条第1 項による特別 処分
合計	1筆		8500 (9218)		1筆		8500		430,740				相殺後の 清算金

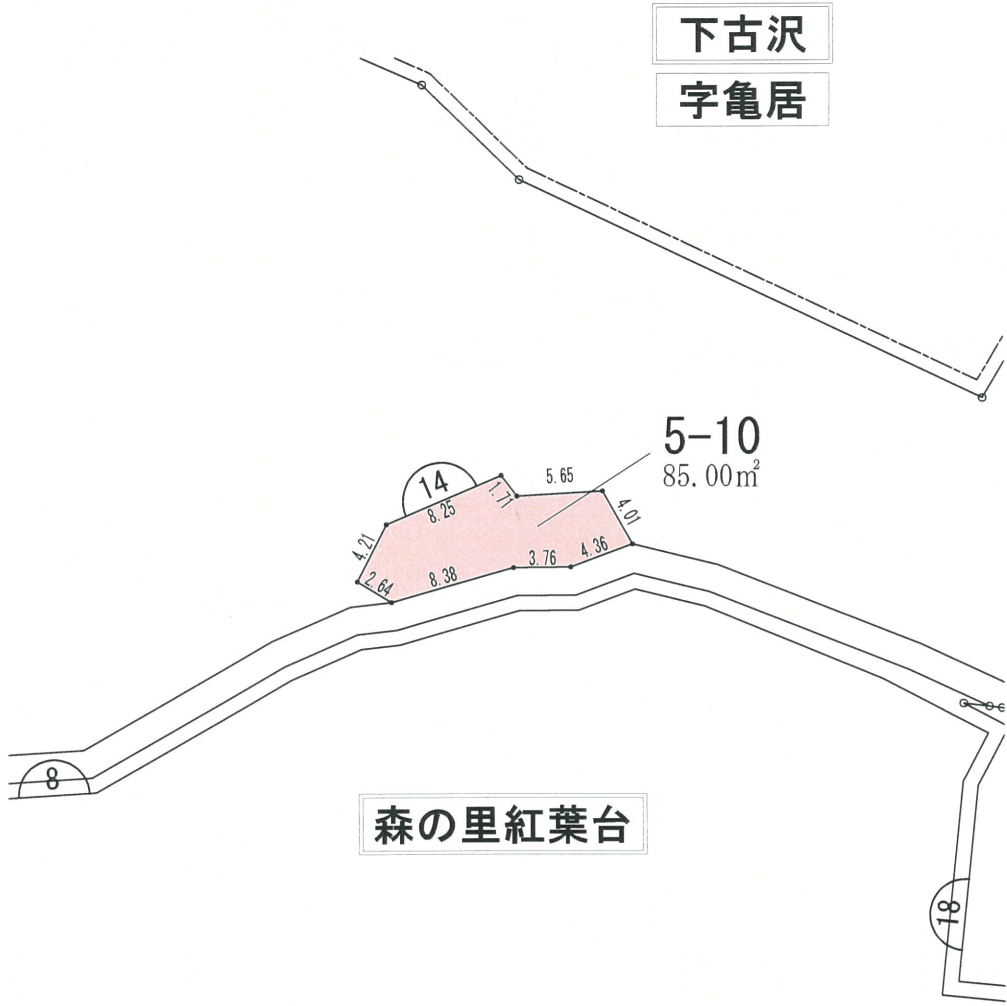


厚木都市計画事業厚木市森の里東土地区画整理事業

換地明細図 街区番号 14 縮尺1:500



下古沢
字亀居



森の里紅葉台

凡 例	
	施行地区界
	街区番号
	町界・大字界
	字 界
	筆界及び地番 (換地処分後の土地)
	換地の辺長 (単位: m)
	道路幅員

